

(一重下線部分〔 〕が変更箇所。)

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">国内周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>J8 <u>未使用</u></p> <p>(略)</p> <p>J32 13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、4825-4835MHz、<u>4950-4990MHz</u>、<u>4990-5000MHz</u>、<u>6650-6675.2MHz</u>、<u>10.6-10.68GHz</u>、<u>14.47-14.5GHz</u>、<u>22.01-22.21GHz</u>、<u>22.21-22.5GHz</u>、<u>22.81-22.86GHz</u>、<u>23.07-23.12GHz</u>、<u>31.2-31.3GHz</u>、<u>31.5-31.8GHz</u>、<u>36.43-36.5GHz</u>、<u>42.5-43.5GHz</u>、<u>42.77-42.87GHz</u>、<u>43.07-43.17GHz</u>、<u>43.37-43.47GHz</u>、<u>48.94-49.04GHz</u>、<u>76-86GHz</u>、<u>92-94GHz</u>、<u>94.1-100GHz</u>、<u>102-109.5GHz</u>、<u>111.8-114.25GHz</u>、<u>128.33-128.59GHz</u>、<u>129.23-129.49GHz</u>、<u>130-134GHz</u>、<u>136-148.5GHz</u>、<u>151.5-158.5GHz</u>、<u>168.59-168.93GHz</u>、<u>171.11-171.45GHz</u>、<u>172.31-172.65GHz</u>、<u>173.52-173.85GHz</u>、<u>195.75-196.15GHz</u>、<u>209-226GHz</u>、<u>241-250GHz</u> 及び <u>252-275GHz</u> の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能なすべての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第S4.5号及び第S4.6号並びに第S29条参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J75C <u>1164-1215MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも分配する。地球表面におけるすべての無線航行衛星システムのすべての宇宙局から生じる総電力束密度は、すべての到達角について任意の1MHzの周波数帯で-115dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない。無線航行衛星業務の局は、航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこの業務の局からの保護を要求してはならない。なお、決議第605(WRC-2000)が適用される。</u></p>	<p style="text-align: center;">国内周波数分配の脚注</p> <p>(略)</p> <p>J8 <u>490-495kHz 及び 505-510kHz の周波数帯は、当分の間、周波数の使用を保留する。</u></p> <p>(略)</p> <p>J32 13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz、322-328.6MHz*、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz*、1610.6-1613.8MHz*、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz*、2655-2690MHz、3260-3267MHz*、3332-3339MHz*、3345.8-3352.5MHz*、4825-4835MHz*、4990-5000MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz*、22.01-22.21GHz*、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz*、23.07-23.12GHz*、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz*、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz*、43.07-43.17GHz*、43.37-43.47GHz*、48.94-49.04GHz*、<u>72.77-72.91GHz*</u>、<u>93.07-93.27GHz*</u>、<u>97.88-98.08GHz*</u>、<u>140.69-140.98GHz*</u>、<u>144.68-144.98GHz*</u>、<u>145.45-145.75GHz*</u>、<u>146.82-147.12GHz*</u>、<u>150-151GHz*</u>、<u>174.42-175.02GHz*</u>、<u>177-177.4GHz*</u>、<u>178.2-178.6GHz*</u>、<u>181-181.46GHz*</u>、<u>186.2-186.6GHz*</u>、<u>250-251GHz*</u>、<u>257.5-258GHz*</u>、<u>261-265GHz</u> 及び <u>265-275GHz</u> の周波数帯(*は電波天文業務のスペクトル線観測に使用している。)の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能なすべての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第S4.5号及び第S4.6号並びに第S29条参照)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J76 <u>1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5.331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる (決議第 606(WRC-2000)参照)。</u></p> <p><u>J76A</u> <u>1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他のシステム又は業務に更なる制限を課してはならない。</u></p> <p>J77 1215-1260MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</p> <p><u>J77A</u> <u>1260-1300MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務に対して混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>J78A</u> <u>無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による 1300-1350MHz の周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>J76 1215-1260MHz の周波数帯は、無線通信規則第 S5.331 号の規定に基づく無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。</p> <p>J77 1215-1300MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J80</p> <p>1400-1427MHz、2690-2700MHz、15.35-15.4GHz、23.6-24GHz、31.3-31.5GHz、50.2-50.4GHz、52.6-54.25GHz、86-92GHz、<u>100-102GHz、109.5-111.8GHz、114.25-116GHz、148.5-151.5GHz、164-167GHz、182-185GHz、190-191.8GHz、200-209GHz、226-231.5GHz 及び 250-252GHz</u> の周波数帯では、すべての発射を禁止する。</p> <p>(略)</p> <p>J84</p> <p>1530-1544MHz 及び 1626.5-1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9 条第 II 節の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の <u>遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。</u> 海上移動衛星による <u>遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。</u> 移動衛星システムは、GMDSS の <u>遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。</u> 他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない (<u>決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。</u>)。</p> <p>(略)</p>	<p>J80</p> <p>1400-1427MHz、2690-2700MHz、15.35-15.4GHz、23.6-24GHz、31.3-31.5GHz、50.2-50.4 GHz*、52.6-54.25GHz、86-92GHz、<u>105-116GHz、140.69-140.98GHz(宇宙から地球への航空機搭載の局及び宇宙局)、182-185GHz 及び 217-231GHz</u> の周波数帯では、すべての発射を禁止する。</p> <p>* <u>50.2-50.4GHz の周波数帯における地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)への分配は、一次的基础で分配された業務による隣接周波数帯の使用に不当な制限を課してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J84</p> <p>1530-1544MHz 及び 1626.5-1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9.11A 号の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の <u>遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの運用に優先権を与えなければならない。</u> 海上移動衛星による <u>遭難通信、緊急通信及び安全通信に、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時の利用が求められる。</u> 移動衛星システムは、GMDSS の <u>遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。</u> 他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない (<u>決議 218(WRC-97)参照。</u>)。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J87</p> <p>1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9 条第 11 節の適用においては、無線通信規則第 S44 条に示された 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 S44 条に示された 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 S44 条に示された 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。)</p> <p>(略)</p> <p>J99</p> <p>1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT-2000 に使用することができる。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。また、この使用は、決議第 212(WRC-97、改)に従わなければならない(決議第 223(WRC-2000)参照)。</p> <p>J99A</p> <p><u>決議第 221(WRC-2000)に従い、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯は、IMT-2000 を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局に使用することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>J109</p> <p>2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務に分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第 528(WARC-92)に従う。無線通信規則第 S5.416 号及び第 S21 条表 S21-4 は、この分配には適用しない。</p>	<p>J87</p> <p>1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 S9.11A 号の適用においては、無線通信規則第 S44 条に示された 1 から 6 までの優先順位をもつ通報を送信する航空移動衛星(R)業務の運用に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 S44 条に示された 1 から 6 までの優先順位をもつ航空移動衛星(R)業務の通信は、必要であれば、運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先して即時に使用することができる。移動衛星システムは、無線通信規則第 S44 条に示された 1 から 6 までの優先順位をもつ航空移動衛星(R)業務に対し、許容できない混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 218(WRC-97)参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J99</p> <p>1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、<u>世界的基礎で、IMT-2000 による使用を予定する。</u>この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を排除してはならない。また、この使用は、決議第 212(WRC-97、改)に従わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>J109</p> <p>2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務に分配する。この使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第 528(WARC-92)に従う。無線通信規則第 S5.416 号及び第 S21 条表 S21-4 は、この分配には適用しない。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J109A</u> 無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されていると考えられ、無線通信規則第 S22.2 号が適用されない静止衛星システムに対して、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9.12A 号の規定の適用を受ける。無線通信規則第 S22.2 号の適用は、無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日以前に受領されていると考えられる静止衛星システムに対して継続する。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによるこの周波数帯の使用は、決議第 539(WRC-2000)の規定に従うものとし、そのシステムは決議第 528(WARC-92)に従わなければならない。</p> <p><u>J109B</u> 無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用を受けるとともに、決議第 539(WRC-2000)が適用される。</p> <p><u>J109C</u> 無線通信規則付録第 S4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日以降に受領されている静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 S9.13 号の規定の適用を受けるものとし、無線通信規則第 S22.2 号は適用しない。決議第 539(WRC-2000)が適用される。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J122 <u>固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)及び 6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 S9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第 S5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J123A <u>5000-5010MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる(決議第 603(WRC-2000)参照)。</u></p> <p>J123B <u>5010-5030MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行衛星業務(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)にも使用することができる。5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないように、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地球表面で生じる総電力束密度は、150kHz の周波数帯で-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないように、5010-5030MHz で運用する RNSS システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 4990-5000MHz の周波数帯において生じる総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても時間率 2%以上で 10MHz の周波数帯における-171dB(W/m²)の暫定値を超えてはならない(決議第 604(WRC-2000)参照)。</u></p> <p>(略)</p>	<p>J122 固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)、6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用並びに固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 S30B 号に従う。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、<u>決議 130(WRC-97)に従う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J142 11.7-12.2GHzの周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>J144 固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、<u>固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第S9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ無線通信規則第S5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で、運用されなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J152 13.75-14GHzの周波数帯では、事前公表の情報が1992年1月31日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と対等に運用でき、同日から後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方ふく射電力による電力密度も、事前公表の情報が1992年1月31日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、13.772-13.778GHzの周波数帯において71dBW/6MHzを超えてはならない。<u>固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、当該6MHzにおける等価等方ふく射電力が71dBWの地球局の使用によって晴天時に生ずる値を超えない範囲で、降雨減衰を補償するために、この6MHzの周波数範囲の等価等方ふく射電力密度増幅用の自動電力制御装置を使用しても良い。</u></p>	<p>J142 11.7-12.2GHzの周波数帯は、<u>決議第538(WRC-97)に従い</u>、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p>J144 固定衛星業務の非静止及び静止衛星通信網による12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)、29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、<u>決議第130(WRC-97)に従う。非静止の固定衛星業務の通信網による17.8-18.1GHz(宇宙から地球)の使用は、決議第538(WRC-97)にも従う。</u></p> <p>(略)</p> <p>J152 13.75-14GHzの周波数帯では、事前公表の情報が1992年1月31日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と対等に運用でき、同日から後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。固定衛星業務のいかなる地球局からの等価等方ふく射電力による電力密度も、事前公表の情報が1992年1月31日より前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、13.772-13.778GHzの周波数帯において71dBW/6MHzを超えてはならない。<u>晴天時における71dBW/6MHzの等価等方ふく射電力による電力密度によって生じる固定衛星業務の宇宙局における電力束密度を超えない範囲で、降雨減衰を補正するため、71dBW/6MHzの等価等方ふく射電力による電力密度を超える自動電力制御装置は使用することができる。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>J155</p> <p><u>15.43-15.63GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により2000年6月2日以前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R勧告S.1341に従うものとする。15.35-15.4GHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため、15.43-15.63GHzの周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダリンク(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から15.35-15.4GHzの周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHzの周波数帯で時間率2%以上で-156dB(W/m²)を超えてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J158</p> <p>固定衛星業務(地球から宇宙)による17.3-18.1GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。</p>	<p>(略)</p> <p>J155</p> <p>固定衛星業務(宇宙から地球)(決議第123(WRC-97)参照)及び(地球から宇宙)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、<u>移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限り、無線通信規則第S9.11A号に従って調整することを条件とする。宇宙から地球方向においては、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最低地球局仰角及び利得並びに最低調整距離は、ITU-R勧告S.1341に従うものとする。宇宙から地球方向においてはまた、15.35-15.4GHzの周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。電波天文業務に対して有害となる混信のしきい値レベルと関連する地表面電力束密度の制限値はITU-R勧告RA.769-1に示されている。15.35-15.4GHzの周波数帯を使用する電波天文業務を保護するために特別な措置を必要とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>J158</p> <p>固定衛星業務(地球から宇宙)による17.3-18.1GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。<u>固定衛星業務の非静止衛星システムによる17.3-18.1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、決議第538(WRC-97)に従う。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>J161 (未使用)</p> <p>J161A <u>18.6-18.8GHzの周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の発射は、それぞれ無線通信規則第S21.5A号及び第S21.16.2号に示す値に制限される。</u></p> <p>J161B <u>固定衛星業務による18.6-18.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000kmより大きい軌道を持つシステムに限定される。</u></p> <p>J162 (未使用)</p> <p>(略)</p> <p>J165 固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによる19.3-19.7GHzの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第S9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第S22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第S5.523C号及び第S5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に従って調整することを条件としないが、無線通信規則第S9条(第S9.11A号を除く。)、第S11条及び第S22.2号は条件とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>J161 <u>固定衛星業務(宇宙から地球)の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の受動検知器に対する混信の可能性を減少させるため、18.6-18.8GHzの周波数帯における地表面での電力束密度を実行可能な限り制限しなければならない。</u></p> <p>J162 <u>固定業務及び移動業務での使用に当たっては、18.6-18.8GHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の受動検知器に対して留意しなければならない。この周波数帯においては、受動検知器に対する混信の可能性を最小限に減少させるため、送信機からアンテナに供給される電力及び等価等方幅射電力をできる限り制限するよう努力しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J165 固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによる19.3-19.7GHzの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第S9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第S22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第S5.523C号及び第S5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第S9.11A号に従って調整することを条件としないが、無線通信規則第S9条(第S9.11A号を除く。)、第S11条及び第S22.2号は条件とする。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J176 この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>J182A <u>27.5-28.35GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)のHAPSから地上方向への運用にも使用可能である。HAPSによるこの周波数帯の使用は他の種類の固定業務システム又は他の業務に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を要求してはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J185 29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互干渉のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第S4号の調整情報が1996年5月17日以降に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この周波数帯の使用に当たっては、この手法をできる限り利用することが求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>J176 この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存<u>または</u>計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>J185 29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互干渉のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この方法は、無線通信規則付録第S4号の調整情報が1996年5月17日<u>から</u>無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の権限ある世界無線通信会議において変更されるまで適用する。この周波数帯の使用に<u>あ</u>たっては、この手法をできる限り利用することが求められる。<u>この手法は、ITU-Rにおいても見直される(決議第121(WRC-97、改)参照)。</u></p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p>J187A <u>31.0-31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上からHAPSの方向の運用にも使用可能である。HAPSを使ったシステムによる31.0-31.3GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第S5.545号を考慮して、他の種類の固定業務システム又は他の一次業務に対して有害な混信を起こし、又は保護を要求してはならない。31.0-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSの使用は、ITU-R勧告SA.1029及びITU-R勧告RA.769に示された混信規準を考慮して、31.3-31.8GHzの周波数帯に一次分配を有する受動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。WRC-03まで、31.0-31.3GHz帯におけるHAPSの導入は31.0-31.15GHzに制限する。</u></p> <p>(略)</p> <p>J189 <u>31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz及び64-66GHzの周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用が可能である(決議第75(WRC-2000)及び決議第79(WRC-2000)参照)。39.5-40GHz及び40.5-42GHzの周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があることを考慮し、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムについては制限を受けるものとする(決議第84(WRC-2000)参照)。</u></p> <p>J190 <u>航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHzの周波数帯における固定業務局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>J192A <u>37.5-40GHz及び42-42.5GHzの周波数帯では、固定衛星業務の非静止衛星システムは、衛星からの送信による固定業務に対する混信の度合いを下げつつ必要なリンク性能を満たすような電力値となるように、電力制御又は他の10dBのオーダーのダウンリンクフェード補償の手法を用いるものとする(決議第84(WRC-2000)参照)。</u></p> <p>J193 (未使用)</p> <p>J194 (未使用)</p>	<p>(略)</p> <p>J189 <u>31.8-33.4GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz及び64-66GHzの周波数帯は、固定業務の稠密な応用に利用可能である(決議第726(WRC-97)参照)。</u></p> <p>J190 <u>固定業務による31.8-33.4GHzの周波数帯の使用は、決議第126(WRC-97)に従わなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>J193 <u>固定衛星業務による40.5-42.5GHzの周波数帯の使用は、決議第134(WRC-97)に従わなければならない。</u></p> <p>J194 <u>固定衛星業務(宇宙から地球)による41.5-42.5GHzの周波数帯の使用は、決議第128(WRC-97)に従うことを条件とする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>J195A <u>42.5-43.5GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、41.5-42.5GHzの周波数帯で運用する非静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)システムの宇宙局により42.5-43.5GHzの周波数帯で生じる総電力束密度は、電波天文局において、いかなる1MHzの周波数帯についても、時間率2%以上で、167dB(W/m²)を超えてはならない。42.0-42.5GHzの周波数帯で運用する静止衛星による固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務(宇宙から地球)の局により42.5-43.5GHzの周波数帯で生じる電力束密度は、電波天文業務の用に供する受信設備において、いかなる1MHzの周波数帯についても、167 dB(W/m²)を超えてはならない。これらの制限値は暫定的なものであり、決議第128(WRC-2000、改)に従って見直される。</u></p> <p>J196 43.5-47GHz及び66-71GHzの周波数帯における陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第S5.43号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J200 48.94-49.04GHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。</p> <p>J201 51.4-54.25GHz、58.2-59GHz及び64-65GHzの周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>J203A <u>55.78-56.26GHzの周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz)に制限される。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>J196 43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、134-142GHz、190-200GHz及び252-265GHzの周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第S5.43号参照)。</p> <p>(略)</p> <p>J200 48.94-49.04GHz、97.88-98.08GHz、140.69-140.98GHz、144.68-144.98GHz、145.45-145.75GHz、146.82-147.12GHz、250-251GHz及び262.24-262.76GHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。</p> <p>J201 51.4-54.25GHz、58.2-59GHz、64-65GHz、72.77-72.91GHz及び93.07-93.27GHzの周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J206A</u> 75.5-76GHzの周波数帯は、2006年12月31日まで、一次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。</p> <p>(略)</p> <p><u>J207A</u> 81-81.5GHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。</p> <p>J208 固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当ての計画作成会議の決定に従って運用する<u>固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。</u></p> <p><u>J208A</u> 固定衛星業務(地球から宇宙)による84-86GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフィードリンクに限定される。</p> <p>(略)</p> <p><u>J209A</u> 94-94.1GHz及び130-134GHzの周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障を来すおそれがある。宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、そのような事態を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。</p> <p><u>J209B</u> 105-109.5GHz、111.8-114.25GHz、155.5-158.5GHz及び217-226GHzの周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。</p> <p><u>J209C</u> 衛星間業務による116-122.25GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件及びすべての変調方式に対して、地球表面より0kmから1000kmまでの高度、及び受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近くで、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、すべての到来角度において-148dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。</p>	<p>(略)</p> <p>J208 固定業務、移動業務及び放送業務によるこの周波数帯の使用は、放送衛星業務のための周波数割当ての計画作成会議の決定に従って運用する放送衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</p> <p>(略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>J209D</u> 地球探査衛星業務(能動)に対する分配は、133.5-134GHzの周波数帯に限定される。</p> <p><u>J209E</u> 155.5-158.5GHzの周波数帯では、地球探査衛星(受動)及び宇宙研究(受動)業務に対する分配は2018年1月1日で終了する。</p> <p><u>J209F</u> 155.5-158.5GHzの周波数帯の固定業務及び移動業務による使用は、2018年1月1日からとする。</p> <p><u>J209G</u> 衛星間業務による174.8-182GHz及び185-190GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件及びすべての変調方式に対して、地球表面より0kmから1000kmまでの高度、及び受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近くで、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、すべての到来角度において$-144\text{dB(W/(m}^2 \cdot \text{MHz))}$を超えてはならない。</p> <p><u>J209H</u> 200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz及び265-275GHzでは、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。</p> <p><u>J209I</u> 237.9-238GHzの周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。</p> <p>J210 275-1000GHzの周波数帯は、各種の能動業務及び受動業務の開発及び実験のために使用できる。</p>	<p>J210 275-400GHzの周波数帯は、各種の能動業務及び受動業務の開発及び実験のために使用できる。</p>

